

議 事 録

件名	久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議
日時	令和7年7月3日（木） 14:00～16:00
参加者	出席33人（うち代理3人） 欠席6人
次第	1 開会 2 委員紹介 3 議 題 （1）令和6年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績及び収支決算について （2）令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動計画（案）及び収支予算（案）について 4 報 告 （1）久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について （2）久留米児童相談所における児童相談状況等について （3）久留米市こども家庭センターについて 5 その他 （1）子育て短期支援事業の拡充について 6 閉 会
議事	3 議 題 （1）令和6年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績及び収支決算について 質疑なし 【採決】挙手多数により、承認 （2）令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動計画（案）及び収支予算（案）について 副会長：赤ちゃんふれあい体験事業について、義務教育中に実施することは大変有意義だと考えており、各校長に実施についてお願いしているが、中学3年生は行事等が多く時間の確保が難しいという現状がある。どのような対応を取っているか。 事務局：同事業については、生徒や保護者から良い評価をいただいている。少しでも多くの学校で実施したいと考えているが、地域や学校の協力が不可欠である。また、準備に時間がかかり、親子の募集や学校の時間の確保などが課題である。昨年度は、城南中学校が新規で開始しており、民生委員、主任児童委員、学校が主体となって、行政と連携して取り組んでいる。対象校の拡大には時間がかかるが、有効な事業であると認識しているため、各所の協力を得ながら進めていきたい。 副会長：民生委員・主任児童委員も協力するので、難しい面もあるが、全中学校で実施いただきたい。大変有意義な事業であることを伝えてもらいたい。 委員①：民生委員として赤ちゃんふれあい体験に参加しており、とても有意義で大事な体験だと考えている。赤ちゃんの募集に苦慮しており、校区サロンの利用者に協力を得ているが、中学生が一生懸命接しているが、ふと気が変わって赤ちゃんがその場から離れてしまうことがあった。このような場合に、周りの大人がフォローする体制が整っていないと、中学生たちは自分たちの接し方が悪かったのだろうかと思うと傷ついてしまいかねないため、フォ

ロー体制を整えてもらいたい。

副会長：フォローの仕方が足りない点についてはぜひ教えてもらいたい。このことについては、民生委員児童委員協議会でも議題に出していく。

【採決】 挙手多数により、承認

4 報 告

(1) 久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について

【質疑】

会長：新規虐待相談の受付経路について、学校の件数が多いが、学校現場でお気づきの点があれば教えてもらいたい。

委員②：学校からの通告件数が増加しているのは、法で定められた内容が、学校に浸透してきているためだと思う。一方で、虐待が疑わしいこどもに聞き取りを行うも、自分の親にされたということが言えない、児童相談所につなぐと、親や家、友達と離れなければならないことが分かっているため、訴えられないというこどもも少なくない。また、校長会にて、虐待ケースを児童相談所に通告した時に、久留米市に通告しなおしてくださいと言われる対応があったという話が出た。どのような場合にどちらに通告すればよいのか教えていただきたい。

委員③：ひどい傷を負っている重大な場合や性的虐待が疑われる場合は、児童相談所への連絡で問題ない。傷がある、体重がすごく減っている、痩せているようだという場合は、児童相談所に通告してもらっても良いが、市でないと基本情報が分からないため、児童相談所からも確認はするが、情報共有の意味で市にも伝えてもらいたいと説明したのではないかなと思う。児童相談所と市が連携して対応しているため、ご承知いただきたい。

委員②：虐待の件数が増加しており、大変な状況であることは重々承知しているが、対応を受けた方はたらい回しにされた印象を持っている。虐待疑いの場合は通告することとなっているため、児相に通告したのだと思う。現状、どのような基準で児相と市のどちらに連絡すべきか分からない。何かが起こってでは遅いため児相に通告しているという学校の現状をご理解いただきたい。

委員④：新規虐待相談の受付経路について、医療機関からの相談受付数が年々下がっているが、昨年度の0件は信じがたい。どのような状況であるのか。

事務局：この件数は、通告を受理し、アセスメント後、虐待と認定した数であるため、通告の件数や児童相談の件数とは異なる。昨年度は病院から37件の相談を受けており、内容としては、市のサービスに繋がたい等の相談であった。日頃より医療機関とは連携を図っている。

委員④：どのような病院・診療科から連絡があるか具体的なデータはあるか。

事務局：精神科、小児科、産婦人科等から相談を受けている。その他、小児科、産婦人科においては、日頃から連携しているこども子育てサポートセンターへの連絡や、虐待が重篤なケースは児童相談所へ直接通告をしていることが考えられる。

(2) 久留米児童相談所における児童相談状況等について

委員④：ケースの約9割は家庭に戻っていくとのことだが、事後のフォローはしているのか

委員③：虐待ケースは、格付し、家庭訪問や状況確認の頻度を決めたり、日常的な見守りを児童の所属先をお願いしたりしている。重篤なケースは、家庭訪問や通所指導を行う。関係が切れない支援に努めている。

委員④：簡単に変わりえないような複雑なケースが多いため、きちんと対応がなされていることを医療機関が知っておくことは大事なことだと思う。もう少

し詳しい資料があれば見せていただきたい。

委員⑤：家庭子ども相談課と児童相談所の相談件数を見ると、数年で倍増しており、すべてをまかなっていくことは難しい。また、相談を受けて様子見の判断となり、家に帰すケースがあるが、こども基本法の観点からこども主体で考えると、今すぐ話を聞いてほしい、家に帰るとどうなるか分からないといった不安を抱えるこどもにどう対応していくか考える必要がある。例えば、主任児童委員や民生委員と一緒に帰ってもらう等の対応はどうか。

副会長：主任児童委員、民生委員が介入したい気持ちはあるが、個人情報保護の観点から連携は実現できていない。連携可能な関係機関等があれば協力していきたい。児童相談所から家庭に戻った後のケアも大事だと思うので、地域でどのようにケアしていくか考えていきたい。

委員⑤：個人情報保護の課題については、こどもの命を守るために代表者会議の全員で考えて連携していきたい。児童相談所、家庭子ども相談課だけでは限界があるため、周りで何ができるかを考えていくことが必要だと思う。

委員⑥：個人情報で連携が取れないという点だが、状況によっては伝えても良いという通知がある。要対協に関連する自分たちがしっかりと知る必要があるだろう。国の通知・児童福祉法では、こういう状況では本人の同意がなくても情報提供できるとの記載がある。自分たちが勉強して啓発していく必要がある。

委員①：フードドライブの活動では、食糧を配達するため、ネグレクト・ヤングケアラーなどハイリスクな家庭が必ず扉を開けてくれて、話ができるという強みがある。同活動をしているところは、家庭と深い関わりを持っているし、表立って見えない情報を掴んでいる。一方で、フードドライブ・フードバンク・子ども食堂などを運営している団体に、困ったこと・相談事があれば行政機関に相談しているかと尋ねたが、行政機関へのハードルが高くてほとんど相談していない様子だった。こういった団体が行政機関に相談しやすい環境づくりができれば、困っている家庭に繋がりやすくなると思う。

(3) 久留米市こども家庭センターについて

委員②：統括支援員は何名いるのか。

会長：主が1人、副が1人。

委員②：2人で久留米市全体の方向付けをしているのか。

事務局：統括支援員がマネジメントを行う。各相談員が統括支援員に報告し、支援の方向性を決めていく。

委員②：不登校や虐待が起こってから対応するには限界があり、予防的な取り組みが必要である。ケースの中には発達の偏りがある子に悩む保護者等が、対応しきれなかったり、一人で抱え込んだりして虐待が発生する場合もあると思われるが、乳幼児健診などの事業でどのくらいの件数を早期発見できているか教えていただきたい。

事務局：乳幼児健診では発達障害のスクリーニングを行っている。手元に実人数を把握できる資料はないが、健診で早期に発見し、療育や市の発達相談事業に繋げている。

委員②：虐待ケースの中には、そうした発達特性からの発展があると思う。早期発見・早期対応が絶対に必要な状況になっていると思う。自分たちも協力できる点はやっていきたい。

5 その他

(1) 子育て短期支援事業の拡充について

委員⑦：ショートステイの枠が埋まっていて、受け入れてもらえなかったという声を聞くが、ショートステイの枠が増えるのか。また、里親が希望して同事

	業に登録するのか、どの里親にも話がいくのか。 事務局：里親が追加になるため利用枠は拡充される。また、県に登録している里親で同事業に賛同いただいた方に対応いただく。
6	閉会

令和7年度第1回久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議

日時：令和7年7月3日（木）14:00～

場所：公社会館メルクス 3階 ホール

次 第

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議題

議題1 令和6年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績及び収支決算について【資料1】

議題2 令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動計画（案）及び収支予算（案）について【資料2】

4. 報告

（1） 久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について【資料3】

（2） 久留米児童相談所における児童相談状況等について【資料4】

（3） 久留米市こども家庭センターについて【資料5】

5. その他

（1） 子育て短期支援事業の拡充について【資料6】

6. 閉会

令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員

順不同・敬称略

令和7年6月時点

No.	機 関・団 体 名	役 職	氏 名	備考	出欠	代理出席者
1	福岡法務局久留米支局	支局長	仲 宏		出	
2	久留米警察署	生活安全管理官	山崎 欣也		出	
3	うきは警察署	生活安全課長	梶原 聖一		出	
4	福岡県久留米児童相談所	所長	友永 幸	監事	出	
5		相談第二課長	松尾 聡美		出	
6	久留米市	子ども未来部長	馬場 真澄	会長	出	
7		健康福祉部生活支援第1課長	大下 央之		出	
8		健康福祉部障害者福祉課	中井 良子		出	
9		保健所保健予防課 主幹	田原 由起子		出	
10		協働推進部男女平等推進担当次長 (兼) 男女平等政策課長	森山 有希子		出	
11		協働推進部 男女平等推進センター所長	神代 英子		出	
12		教育部 学校教育課長	田中 浩之		出	
13		教育部 人権・同和教育担当課長	豊福 健二		出	
14		小学校代表 (山本小学校 校長)	九重 真由美		出	
15		中学校代表 (青陵中学校 校長)	古賀 一英		出	
16	久留米広域消防本部	救急防災課 救急主幹	梅藤 明夫		出	
17	一般社団法人久留米医師会					
18	一般社団法人小郡三井医師会					
19	一般社団法人浮羽医師会					
20	一般社団法人大川三瀬医師会					
21	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園					
22	特定非営利活動法人にじいろCAP					
23	久留米市私立幼稚園協会					
24	一般社団法人久留米市保育協会					
25	久留米市民生委員児童委員協議会					
26	久留米人権擁護委員協議会					
27	さぼちやい					
28	一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所					
29	特定非営利活動法人ル・パトール (ファミリー・サポート センターくるめ)					
30	特定非営利活動法人子育て支援ボランティア くるるんるん					
31	福岡県弁護士会筑後部会					
32	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会					
33	特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会					
34	筑後ブロック産婦人科医会					
35	久留米産婦人科医会					
36	久留米精神科医会					
37	久留米小児科医会					
38	大川三瀬内科小児科医会					
39	久留米市障害者基幹相談支援センター					

令和6年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績

1. 会議

①代表者会議

児童相談状況報告をはじめ1年間の活動報告などの内容で開催。

・開催日：R6. 7. 25

②セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会

・開催日：R6. 4. 25

③プロジェクト会議（庁内ネットワーク会議）

庁内各部署の職員が、「児童虐待」の視点を充分にもって業務にあたり、密な連携を図ることができる体制を構築するために開催。

R6年度はこども家庭センターの説明やグループワーク（事例検討）を実施。

・開催日：R7. 2. 25

2. 進行管理・ケース対応

①実務者会議（毎月） R6年度 12回

虐待ケース・特定妊婦ケースの定期的な進行管理

（特定妊婦・乳幼児部会、児童生徒部会あり）

※R6年度の見直し点

参加機関の業務や事業の内容について、共有する機会を設けた。

②個別ケース検討会議 R6年度 116回

ケースの状況把握や問題点の確認、各機関の役割分担等

③要支援ケース進行管理会議 R6年度 3回

ケースの状況把握や支援方針の確認等

④合同会議（R5年度までの母子保健・児童福祉連携会議） R6年度 12回

特定妊婦、ハイリスク妊産婦及び乳幼児に関する支援方針の検討

3. 広報・啓発

①研修等の実施

●市職員向け

▶「児童虐待防止推進の取組みについて」 講師：家庭子ども相談課

・新規採用職員研修（R6. 4）

・新任課長研修（R6. 5）

・庁内ネットワーク会議（R7. 2）

●地域向け

▶「子どもの権利について」 講師：にじいろCAP

・校区まちづくり連絡協議会理事研修（R6. 6. 21、参加：37人）

・善導寺校区青少年育成協議会（R6. 7. 10、参加：75人）

・山本校区青少年育成協議会（R6. 7. 19、参加：46人）

・久留米更生保護女性会（R6. 10. 31、参加：61人）

・京町校区青少年育成協議会（R6. 11. 25、参加：45人）

- ▶出前講座「ストップ！児童虐待」 講師：家庭子ども相談課
 - ・良山校区青少年育成協議会 (R7.2.17、参加：33人)
- ▶民生委員・児童委員向け 講師：家庭子ども相談課
 - ・R6 新任民生委員・児童委員、主任児童委員研修会 (R7.1.22、参加：30人)
 - ・R6 主任児童委員全員研修会 (R6.6.14)

②-1 児童福祉週間(5月5日～11日・前後含む)の取組み

こども家庭庁は、毎年5月5日～11日を「こどもまんなか児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけている。

- 各関係機関に対して資料を用いた説明を実施
 - ・久留米市民生委員児童委員協議会 役員会 (R6.5.1) 及び会長会 (R6.5.8)
 - ・定例校長会 (R6.5.8) [久留米児相も説明]
 - ・久留米市保育園協会及びその他届出保育所等 (資料郵送)
 - ・久留米市幼稚園協会 (R6.5.9)
 - ・公立保育園長会 (R6.5.14)
 - ・定例教頭会 (R6.5.21)

②-2 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間(11月・前後含む)の取組み

- 要保護児童対策地域協議会の構成団体を中心に、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間(11月)に街頭キャンペーンを実施。

- ・ゆめタウン久留米店 R6.11.5、14時～15時 チラシ等1,000部配布
- ・ふるさとくるめ農業まつり R6.11.9、13時～14時 チラシ等1,000部配布

- 子育て応援動画の配信

- ・内容：「やる気スイッチを引き出す声のかけ方」、ほか4本
- ・期間：R6.11.1～R6.11.30

※毎月5本の子育て応援動画(5分程度)を配信中。11月はキャンペーンの一環で、保護者の関心が高く、通常より長時間(15分程度)で、より詳しい内容の動画を配信。

※令和6年度のべ視聴回数(当動画含む) 10,030回

- キャンペーン期間中、関係機関や関係部署の職員が「オレンジリボン」を着用

- オレンジリボンの作製(市職員及び久留米大学生によるオレンジリボン作り)

- ・実施日：R6.10.1～R6.10.25
- ・参加者数：職員 127名、学生 5名
- ・作成個数：オレンジリボン 5,910個
- オレンジ&パープルリボン 1,870個

- オレンジパープルツリーの設置

- ・実施日：JR久留米駅 R6.11.1～R6.11.12
- 久留米シティプラザ R6.11.14～R6.11.26

●オレンジリボンツリーの設置

- ・設置場所：市施設等 31 箇所

市役所 1 階・15 階・16 階、各総合支所、各市民センター、各図書館、子育て支援センター、市立・組合立高校、くるるん、道の駅くるめ、ファミリーサポートセンター

- ・設置期間：R6.11.1～R6.11.30

●啓発チラシ（児童虐待防止や相談窓口に関するチラシやポスター）の配布・設置

- ・配布設置箇所：市関係部局、要対協構成機関、コミュニティセンター、保育所、幼稚園、市内小・中学校（私立含む）、JR 久留米駅東西連絡通路、ゆめタウン久留米等

●マナビィランドでの子どもや子育て家庭への啓発

- ・実施日：R6.11.10、来場者数：759人

- ・オレンジリボンに関する工作やクイズを通して、来場者へ啓発を実施。

●九州オレンジリボン運動[BIG SMILE CHALLENGE]への協力

- ・主催：佐賀県児童養護施設協議会、九州児童家庭支援センター協議会

- ・シンボルマーク（うちわ）を持った市長や職員のスマイルの写真を撮影。R6. 10. 30、啓発しながら九州を南下する自転車チームを歓迎し、職員が対応。撮影された各種写真は SNS や各協力自治体等での掲示に活用された。

●広報久留米 11 月号に記事を掲載

- ・題名：11月は秋の「こどもまんなか月間」子どもの声を聴いて意見を尊重する

●2024 オレンジリボンフェスタ in KURUME への参加協力

- ・主催：NPO 法人にじいろ CAP、共催：認定 NPO 法人虐待防止全国ネットワーク

- ・ 実施日 : R6.11.24

- ・取組趣旨：地域に子どもの現状を伝え、多くの人に子ども虐待の問題に関心を持っていただくとともに、子どもに関わる関係者や専門機関、企業とのネットワークづくりを行う。

- ・財源：絆づくり補助金（協働推進部）、共催団体の補助金

- ・久留米市は、啓発チラシの準備、啓発ブースの設置等を実施。

- ・来場者概数：1,320人

●各中学校区人権フェスタ（又は人権のつどい）で児童虐待防止推進パネルを展示

- ・実施校及び実施日： 良山中学校 R6.10.19

諏訪中学校 R6. 10. 26

江南中学校 R6.11.9

田主丸中学校 R6.12.14

③子ども理解を深めるための連続講座の開催

子どもへの虐待防止をめざし、「福岡県久留米児童相談所」、「久留米市」、「NPO 法人にじいろ CAP」の行政・民間 3 団体が協働して取り組んだ。

- ▶第1回 R7.1.5 14時～16時 主催：久留米市

- 講師：

- ・演題：親子まるごと支援～フランスの届ける福祉～

- ・参加者数：126名

▶第2回 R7.1.11 14時～16時 主催：福岡県久留米児童相談所

- ・講師：[REDACTED]
- ・演題：里親とともに“地域で子育て”
- ・参加者数：93名

▶第3回 R7.2.2 14時～16時 主催：NPO 法人にじいろ CAP

- ・講師：[REDACTED]
- ・演題：子どもの育ちと、おとなの役割～トラウマ治療の現場から～
- ・参加者数：168名

④セーフコミュニティの取組

●中学校への出前サロン事業の実施（赤ちゃんふれあい体験）

各校区の主任児童委員、民生委員、地域のボランティア等で構成される「すくすく子育て委員会」が実施する「子育てサロン事業」を中学校に持ち出して、中学3年生を対象に、助産師による講話と保護者・赤ちゃんとのふれあいなどを実施。

※R6年度の状況

学 校	R6 のべ参加者数		実施状況
	親子	民児協	
良山中学校	27 組	38 人	R6.9.4、5、6
青陵中学校	18 組	10 人	R6.9.10
田主丸中学校	21 組	64 人	R6.9.12、13
明星中学校	15 組	9 人	R6.9.25
江南中学校	39 組	25 人	R6.10.10、11
城南中学校	25 組	23 人	R6.10.21、22
三潁中学校	—	—	独自実施（久留米大学と連携）
宮ノ陣中学校	—	—	独自実施（R6 実施：保育所体験）
荘島小学校	—	—	独自実施

（参考）子育てサロン数＝市内 31 カ所（概ね小学校区ごと）

●新生児訪問事業の地域連携

子育て中の保護者と地域をつなげ、孤立を防ぐため、こども子育てサポートセンターが実施する「新生児訪問事業」に、主任児童委員が同行のうえ家庭訪問する。

- ・実施校区：R4 年度 4 校区、同行訪問件数 35 件
- R5 年度 18 校区、同行訪問件数 146 件
- R6 年度 23 校区、同行訪問件数 191 件

※民生委員児童委員協議会や主任児童委員ブロック長会議で、取組を説明し、未実施校区に取組開始を促し、実施校区の拡大につながった。

令和6年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支決算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 一般会計

【収入】

費目	本年度予算額	本年度収入金額(円)	比較増減	主な内容
補助金	3,681,000	2,399,743	△ 1,281,257	久留米市より補助金 ※返還予定額 1,281,257円
合計	3,681,000	2,399,743	△ 1,281,257	

【支出】

用途	本年度予算額	本年度支出金額(円)	比較増減	主な内容
人件費 共済費	1,234,000	1,125,496	108,504	給与(参与) 1,125,496円
報償費	910,000	465,032	444,968	代表者会議謝金(所得税控除分等を含む。) 465,032円 スーパーバイズ講師謝金等
旅費	170,000	603	169,397	保育士通勤手当 603円
消耗品費	701,000	566,644	134,356	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 566,644円
食料費	43,000	21,598	21,402	会議お茶代等 21,598円
印刷製本費	225,000	70,140	154,860	児童虐待防止講演会チラシ等 70,140円
保険料	0	0	0	0円
使用料	73,000	35,040	37,960	講演会会場使用料等 35,040円
手数料	15,000	5,390	9,610	振込手数料等 5,390円
備品購入費	300,000	109,800	190,200	事務用什器の購入 109,800円
予備費	10,000	0	10,000	0円
合計	3,681,000	2,399,743	1,281,257	

2 歳入歳出外現金

【収入】

用途	繰越額(円)	主な内容
繰越金	6,386	前年度に支払った給与に係る源泉所得税等 6,386円
歳入歳出外現金	10,513	令和6年度に支払った給与等に係る源泉所得税等 10,513円
合計	16,899	

【支出】

用途	繰越額(円)	主な内容
人件費 共済費	6,770	税務署への源泉所得税の納付等 6,770円
報償費	0	0円
合計	6,770	

収入金額 3,681,000円
支出金額 2,399,743円
差引金額 1,281,257円 (久留米市に返還)
(参考) 繰越金額 10,129円 ※源泉所得税等

久留米市要保護児童対策地域協議会
会長 豊福 由紀子

監査の結果、適正であることを認めます。
令和7年3月31日

監事 友永 幸

監事

印

印

令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動計画（案）

1. 会議

①代表者会議

各構成機関の代表が集まり、児童虐待に係る情報共有や今後の活動方針を協議する。

②セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会

児童虐待防止対策の観点から、セーフコミュニティの取組について協議する。

③プロジェクト会議

本協議会の運営、庁内ネットワーク等、重点的に取り組むべき課題について、内容に応じてメンバーを選出し協議する。

2. 進行管理・ケース対応

①実務者会議（毎月）

虐待ケース・特定妊婦ケースの定期的な進行管理（特定妊婦・乳幼児部会、児童生徒部会あり）

②個別ケース検討会議（随時）

ケースの状況把握や問題点の確認、各機関の役割分担等

③要支援ケース進行管理会議（年3回）

ケースの状況把握や支援方針の確認等

④合同会議（母子保健・児童福祉）（月1回）

特定妊婦、ハイリスク妊産婦及び乳幼児に関する支援方針の検討

3. 広報・啓発

①研修等の実施

- ・市職員向け
- ・地域向け
- ・要対協関係者向け

②児童福祉週間（5月5日～11日・前後含む）の取組み

- ・各関係機関（保育園、幼稚園、学校）に対して資料を用いた説明を実施

③児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン期間前後の取組み

- ・要保護児童対策地域協議会の構成団体を中心に、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間（11月）に街頭キャンペーンを実施
- ・子育て応援動画の配信
- ・キャンペーン期間中、関係機関や関係部署の職員が「オレンジリボン」を着用
- ・オレンジリボンの作製（市職員等によるオレンジリボン作り）
- ・オレンジパープルリボンツリーの設置
- ・オレンジリボンツリーの設置
- ・啓発チラシ等の配布・設置
- ・マナビィランドでの子どもや子育て家庭への啓発
- ・各中学校区人権フェスタでの児童虐待防止推進パネルの展示

④子ども理解を深めるための連続講座の開催

子どもへの虐待防止を目指し、行政機関である「福岡県久留米児童相談所」「久留米市」、民間団体である「NPO法人にじいろCAP」が協働して、一般市民、関係者向けの講演会を実施（3回連続講座：1月、2月開催予定）

⑤セーフコミュニティの取り組み

- ・新生児訪問事業への主任児童委員の同行の実施
- ・赤ちゃんふれあい体験事業（中学校への出前サロン事業）の実施
- ・イベントや児童虐待防止に関する講演会等の実施

令和7年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支予算書(案)

【収入】

費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
補助金	3,595,000	3,681,000	久留米市より補助金
合計	3,595,000	3,681,000	

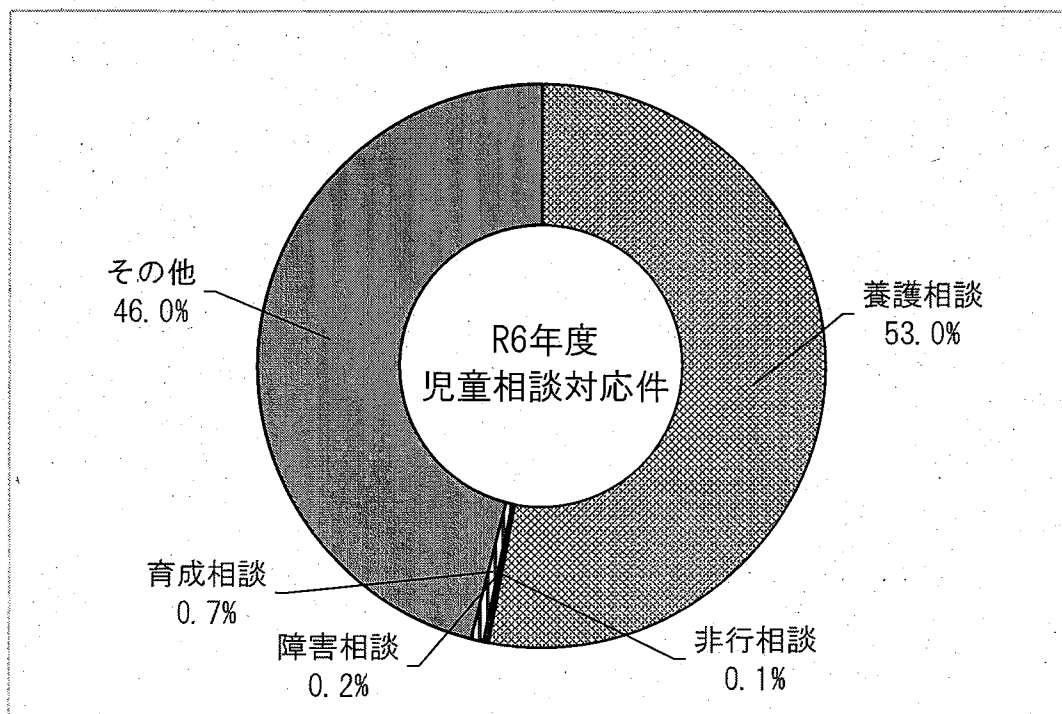
【支出】

費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
人件費	1,440,000	1,234,000	給与(参与) 1,180,000円
共済費			代表者会議委員報酬 240,000円
			児童虐待防止講演会一時保育謝金 20,000円
報償費	750,000	910,000	スーパーバイズ講師謝金(1人) 120,000円
			代表者会議講師謝金 20,000円
			個別ケース検討会議等謝金 30,000円
			児童虐待防止講演会講師謝金等 40,000円
			子どもの権利等研修・面前DV研修謝金等 540,000円
旅費	170,000	170,000	児童虐待防止講演会講師旅費 160,000円
			費用弁償 10,000円
消耗品費	736,000	701,000	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 320,000円
			オレンジリボンキャンペーン啓発物品 316,000円
			事務用什器の購入 100,000円
食料費	43,000	43,000	会議等お茶代 10,000円
			児童虐待防止講演会お茶、弁当代 3,000円
			セーフコミュニティ出前サロン事業参加者お茶代 30,000円
印刷製本費	180,000	225,000	児童虐待防止啓発用チラシ 110,000円
			児童虐待防止講演会チラシ 70,000円
通信運搬費	15,000	0	切手・レターパック等 15,000円
手数料	15,000	15,000	振込手数料等 15,000円
使用料及び賃借料	86,000	73,000	会場使用料等 86,000円
備品購入費	150,000	300,000	事務用什器の購入 150,000円
予備費	10,000	10,000	予備費 10,000円
合計	3,595,000	3,681,000	

久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について

1. 児童相談全体の状況 (1) 児童相談対応件数

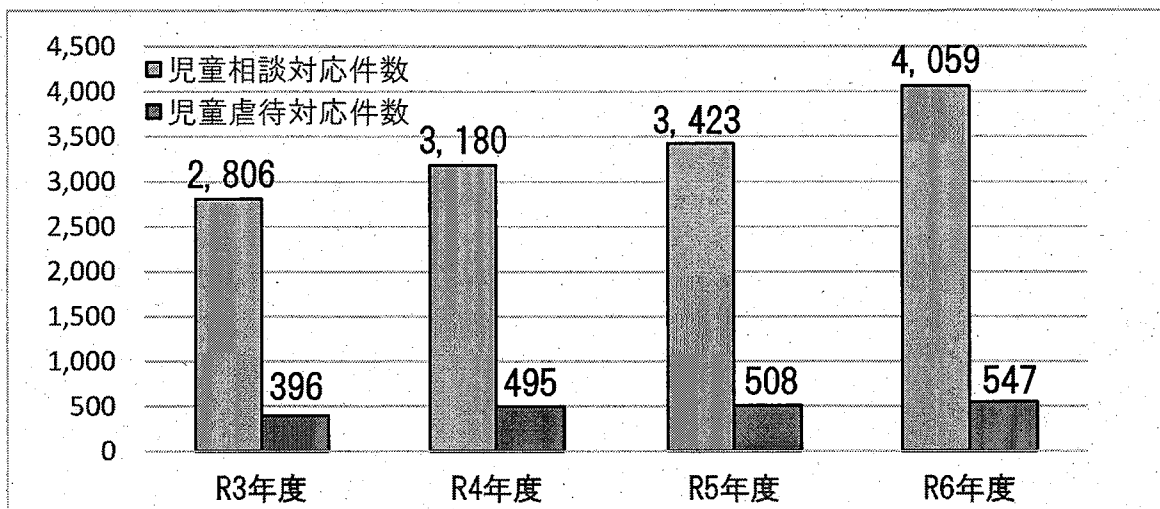
	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	保健相談	その他	総数
R3年度 (2021年度)	1,297	3	8	39	2	1,457	2,806
	46.2%	0.1%	0.3%	1.4%	0.1%	51.9%	100.0%
R4年度 (2022年度)	1,827	5	2	57	2	1,287	3,180
	57.4%	0.2%	0.1%	1.8%	0.1%	40.4%	100.0%
R5年度 (2023年度)	2,171	1	4	19	2	1,226	3,423
	63.4%	0.0%	0.1%	0.6%	0.1%	35.8%	100.0%
R6年度 (2024年度)	2,150	3	9	29	0	1,868	4,059
	53.0%	0.1%	0.2%	0.7%	0.0%	46.0%	100.0%



2. 児童相談等の状況

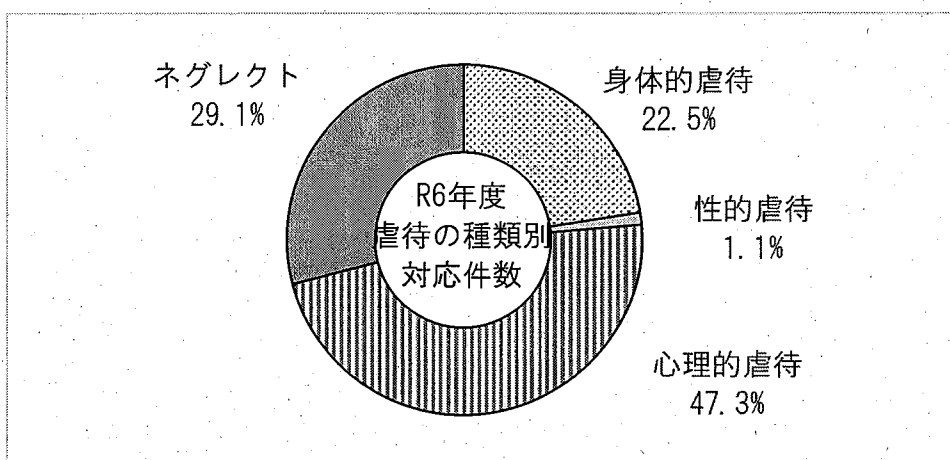
(1) 児童相談受付・虐待対応件数

	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)
児童虐待対応件数	396	495	508	547
うち新規	191	292	254	265



(2) 虐待の種類別対応件数

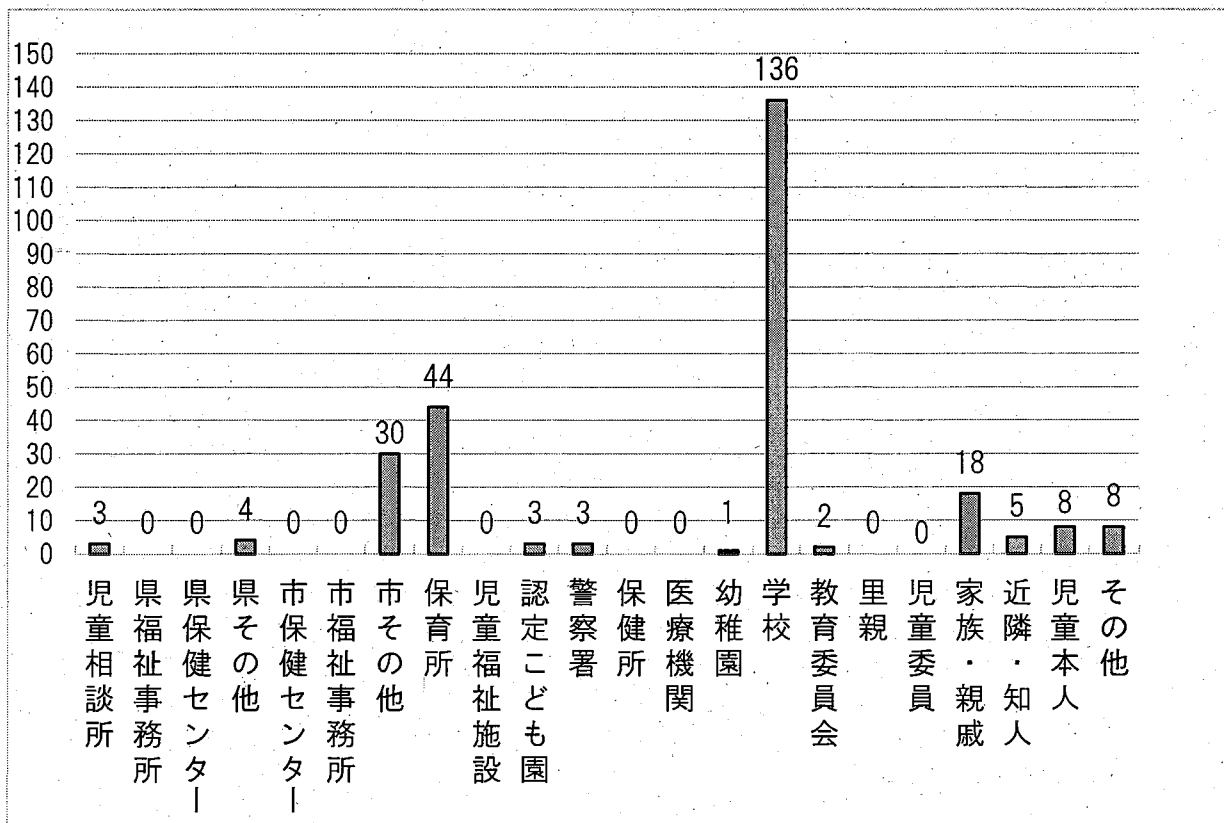
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	総数
R3年度 (2021年度)	100 25.3%	5 1.3%	174 43.9%	117 29.5%	396 100.0%
R4年度 (2022年度)	114 23.0%	9 1.8%	191 38.6%	181 36.6%	495 100.0%
R5年度 (2023年度)	114 22.4%	9 1.8%	211 41.5%	174 34.3%	508 100.0%
R6年度 (2024年度)	123 22.5%	6 1.1%	259 47.3%	159 29.1%	547 100.0%



(3) 経路別虐待相談受付件数(新規分のみ)

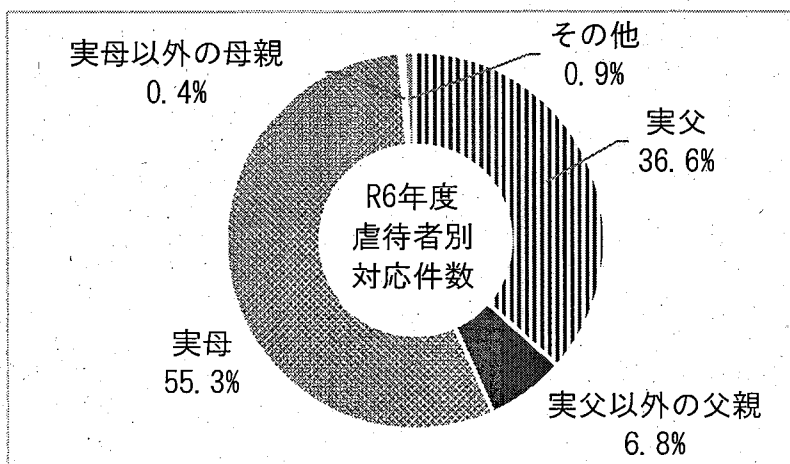
	児童相談所	県福祉事務所	県保健センター	県その他	市保健センター	市福祉事務所	市その他	保育所	児童福祉施設	認定こども園	警察署	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
R3年度 (2021年度)	10	0	0	8	0	2	32	40	0	3	0	2	10	6	51	1	0	2	9	0	9	4	191
R4年度 (2022年度)	12	0	0	4	0	7	43	63	0	0	1	0	4	0	83	3	0	6	29	17	12	7	292
R5年度 (2023年度)	14	0	0	2	1	2	33	38	0	5	0	0	7	8	92	5	0	0	13	13	10	11	254
R6年度 (2024年度)	3	0	0	4	0	0	30	44	0	3	3	0	0	1	136	2	0	0	18	5	8	8	265

R6年度経路別虐待相談受付件数

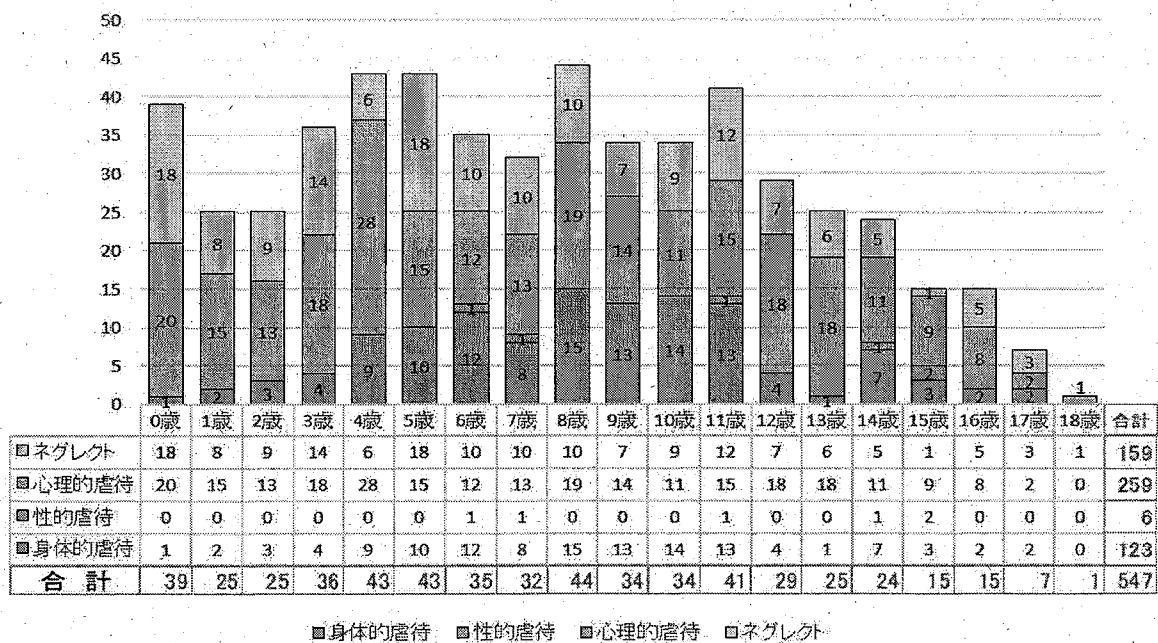


(4) 虐待者別対応件数

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	総数
R3年度 (2021年度)	127 32.1%	29 7.3%	236 59.5%	1 0.3%	3 0.8%	396 100.0%
R4年度 (2022年度)	137 27.7%	21 4.2%	332 67.1%	1 0.2%	4 0.8%	495 100.0%
R5年度 (2023年度)	158 31.1%	30 5.9%	312 61.4%	2 0.4%	6 1.2%	508 100.0%
R6年度 (2024年度)	200 36.6%	37 6.8%	303 55.3%	2 0.4%	5 0.9%	547 100.0%



(5) 令和6年度の虐待の種類別・年齢別対応件数



久留米児童相談所の概要について

資料 4

1 沿革

昭和 23 年 9 月	久留米市両替町 久留米図書館内に開設。
昭和 25 年 5 月	久留米市呉服町に新築移転。一時保護業務開始。
昭和 31 年 5 月	久留米市東町に新築移転。
平成 2 年 3 月	久留米市津福本町（現在地）に新築移転。
令和元年 10 月	久留米児童相談所内一時保護所 同住所に新築移転。

2 管轄区域の人口（令和 7 年 3 月 1 日現在）

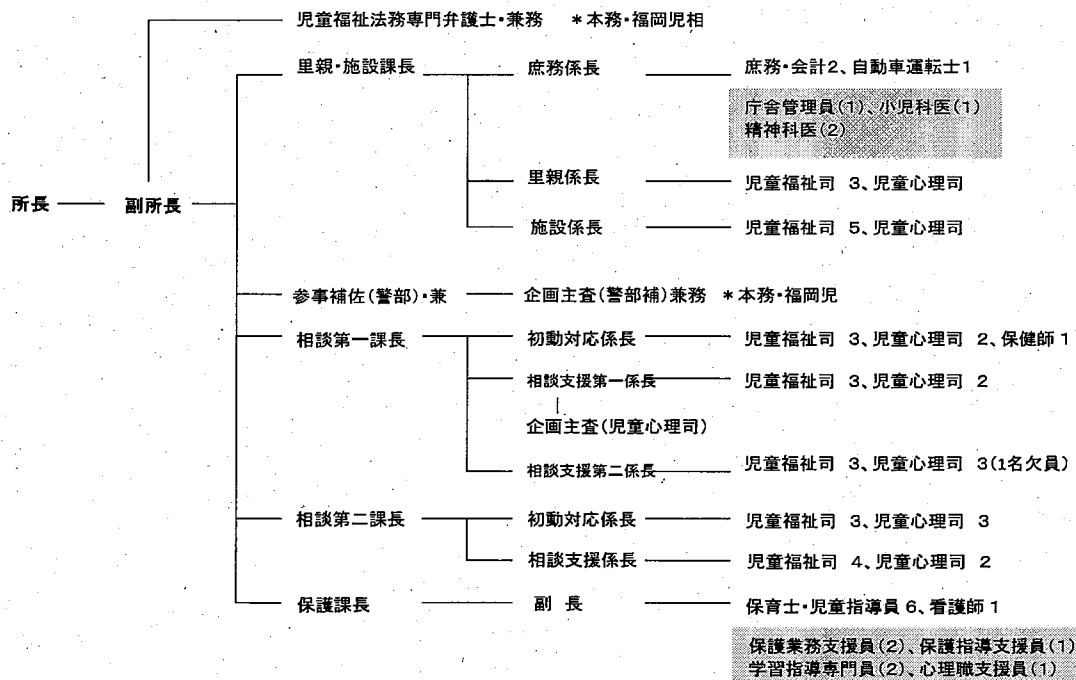
市町村名	久留米市	八女市	筑後市	大川市	小郡市	うきは市	朝倉市	朝倉郡	三井郡	三潁郡	八女郡	計
～ 18歳未満	43,789	8,173	8,181	3,723	9,505	3,731	6,712	5,365	2,835	2,331	3,033	97,378
18歳以上 ～ 65歳未満	144,298	26,615	25,524	14,790	30,326	11,722	22,250	15,867	7,877	6,668	9,676	315,613
65歳以上 ～	80,698	21,686	13,728	11,297	17,398	9,684	17,281	10,345	4,502	4,137	6,131	196,887
人口(計)	268,785	56,474	47,433	29,810	57,229	25,137	46,243	31,577	15,214	13,136	18,840	609,878

市町村名	朝倉郡			三井郡		三潁郡		八女郡	
	筑前町	東峰村		大刀洗町		大木町		広川町	
～ 18歳未満	5,365	5,178	187	2,835	2,835	2,331	2,331	3,033	3,033
18歳以上 ～ 65歳未満	15,867	15,255	612	7,877	7,877	6,668	6,668	9,676	9,676
65歳以上 ～	10,345	9,520	825	4,502	4,502	4,137	4,137	6,131	6,131
人口(計)	31,577	29,953	1,624	15,214	15,214	13,136	13,136	18,840	18,840

3 組織図（令和 7 年 4 月 8 日現在）

(2) 職員数

66名(欠員1) *非常勤職員・会計年度任用職員 (10名)



※以下、令和6年度分データについては速報値

4 相談受付状況の推移

相談種別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
養護相談	1,236	1,353	1,411	1,669	1,800	1,854	2,375	2,394
（うち虐待相談）	623	673	773	904	1,159	1,306	1,584	1,514
心身障害相談	1,216	931	918	657	758	737	815	817
非行相談	98	87	55	59	57	70	102	130
育成相談	137	136	164	109	115	157	183	204
保健相談・その他	5	17	7	6	0	17	17	14
計	2,692	2,524	2,555	2,500	2,730	2,835	3,492	3,559

5 相談種別・市町村別相談件数の状況（令和6年度）

	養護相談		保健	障害相談					非行相談		育成相談				その他	総計	%	
	児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性				育児・しつけ
久留米市	872	464		3	1	14	342	19	32	25	92	4	9		6	1,899	53.4%	
朝倉市	90	83				1	57	2	6	2	12		2		1	264	7.4%	
八女市	124	46				6	63	4	4	12	11	1	2			271	7.6%	
筑後市	96	45				2	67	4	8	3	15					233	6.5%	
大川市	40	37					20		2		5				1	98	2.8%	
小郡市	70	42				8	62	4	1	1	17				1	206	5.8%	
うきは市	37	17			1		26		2	4	3					88	2.5%	
朝倉郡	75	56		1		3	33	5	16		11				1	178	5.0%	
三井郡	39	15				1	20	2			1					78	2.2%	
三潁郡	27	8					20	1	1		1		1			56	1.6%	
八女郡	15	20				2	19	1	3	2	8					68	1.9%	
管外	25	39					2	1	3	2	7	1				94	2.6%	
不明	4	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4	18	0.5%	
総計	1514	880	0	4	0	2	37	731	43	78	52	183	7	14	0	14	3,559	100.0%

6 児童虐待受付件数

①児童虐待相談受付件数の推移

虐待種別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
身体的虐待	142	136	165	195	269	331	388	429
性的虐待	10	4	5	6	17	16	14	26
心理的虐待	345	400	476	562	700	708	805	766
保護の怠慢・拒否	126	133	127	141	173	251	377	293
総計	623	673	773	904	1,159	1,496	1,584	1,514

②児童虐待対応件数の推移

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全国	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	
北九州市	1,139	1,487	2,110	2,355	2,363	2,515	3,764	
福岡市	1,292	1,908	2,449	2,639	2,685	3,057	3,669	
県所管	3,084	3,513	4,652	5,280	6,184	6,760	7,547	
福岡県	5,515	6,908	9,211	10,274	11,232	12,332	14,980	
久留米児童相談所	654	639	798	954	1,147	1,294	1,585	1,473

③児童虐待通告・相談の経路の推移(受付件数:久留米児童相談所)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
県福祉事務所	0	0	1	0	0	3	0	0
市福祉事務所	43	35	7	28	37	174	242	235
児童委員	0	3	0	1	1	0	0	0
県その他	0	0	0	1	0	7	1	1
市町村その他	21	19	33	39	70	35	49	17
保育所	4	3	10	15	16	19	10	16
児童福祉施設	0	3	2	0	8	1	9	5
警察等	403	429	546	561	674	689	735	783
家庭裁判所	0	0	2	0	0	0	0	0
保健所	0	0	0	2	0	0	0	0
医療機関	15	10	9	21	10	25	30	30
学校	26	19	31	26	46	67	84	93
幼稚園	0	0	0	0	4	6	6	0
教育委員会	4	7	2	1	0	2	11	9
家族・親族	19	17	29	30	60	101	137	100
近隣・知人	70	89	50	132	154	125	187	112
児童本人	3	5	1	5	13	10	14	35
その他	2	5	0	11	7	17	19	25
児童相談所	13	29	50	31	59	25	50	53
総計	623	673	773	904	1,159	1,306	1,584	1,514

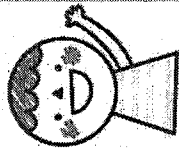
7 一時保護及び施設入所措置の推移

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一時保護	実人員	193	190	203	182	161	201	272	251
	延べ日数	3,661	3,267	4,032	3,106	2,499	3,112	3,204	3,468
	一日平均人員	10.0	9.0	11.0	8.5	6.8	8.5	8.8	9.5
	一人平均日数	19.0	17.2	19.9	17.1	15.5	15.5	11.8	13.8
一時保護委託	実人員	161	184	205	204	177	229	358	342
	延べ日数	3,818	4,014	6,317	3,256	3,705	5,622	7,474	8,408
施設入所		49	37	24	30	40	45	28	36
里親委託		4	8	6	8	8	9	22	11

子どもの権利条約

子どもの権利は

すべての子どもが
生まれたときから持っています。



第3条 子どもの最善の利益

大人は、子どもに関係のあることが決められ、
行われるときには、子どもにもっともよいこ
とは何かを第一に考えなければなりません。

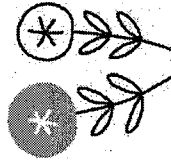
第12条 子どもの意見表明権

子どもは、自分に関係のあることについて
自由に自分の意見を表す権利をもっています。
その意見は、子どもの発達に応じて、じゅう
ぶん考慮されなければなりません。

子どもの権利条約には他にもたくさんさんの権利が書いてあります。

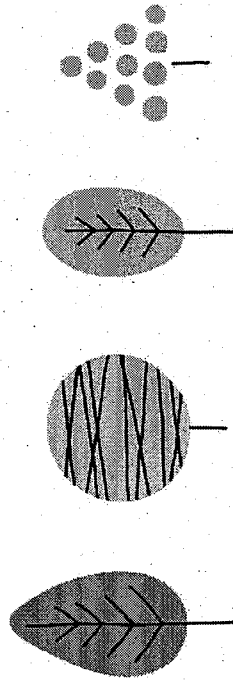
こどもアドボケイトは、
あなたのこと、あなたの気持ち
を大切に思っています。

アドボケイトのことで分からな
いことがあれば、ぜひ聞いてく
ださい。



こどもアドボケイト

福岡県

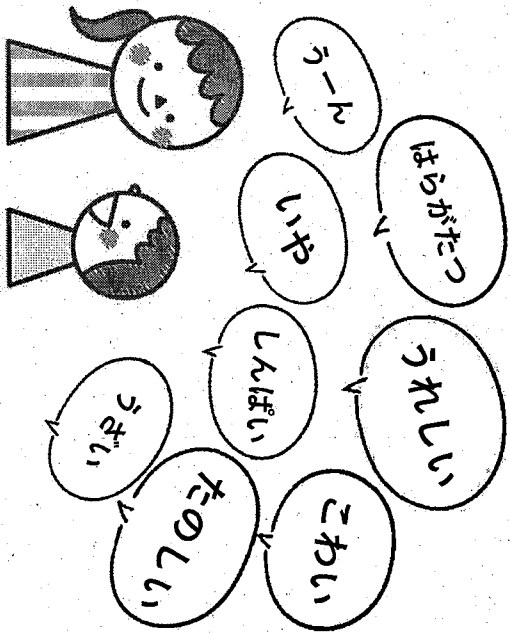


こどもアドボケイトって何？

◆ あなたの『気持ち』を誰かに話したいとき、手伝ってくれる人

◆ あなたの話をきいて、その気持ちが変わるように一緒に考えてくれる人

◆ アドボケイトは児童相談所の人ではありません。



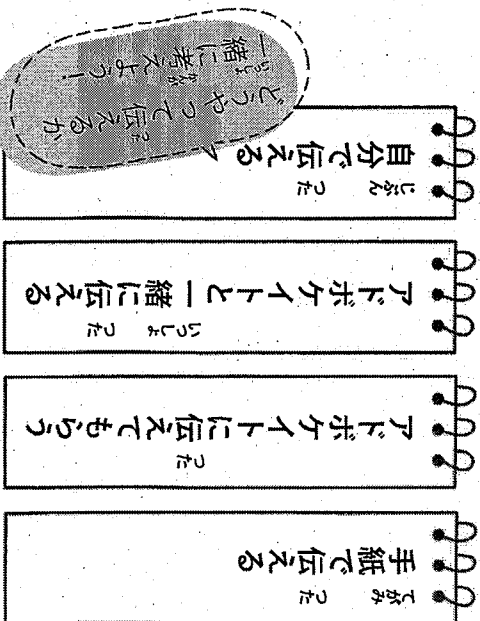
すべてあなたの大切な気持ちです。
あなたの気持ちをしっかりときいて、受け止めます！

話したくないことは、無理に話さなくてもいいよ！

話したらどうなるの？

◆ あなたが望めば、大人に気持ちを伝えるお手伝いをします！

◆ すべてうまくいくか分からないけれど、一緒に考えます！



話をするときのお約束

1 お話をやめたくなったら、いつでもやめられます。

2 秘密は守ります。話してほしくないときは教えてね。

※あなたの安全が守れないときなどには、他の人に話さなければなりません。
(命に関わること、犯罪など)

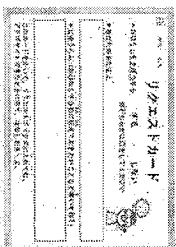


話したい時はどうすればいいの？

1 アドボケイトは毎週〇曜日に来ます。

2 リクエストカードをリクエストボックスに入れてね。

3 リクエストボックスをアドボケイトが確認します。



こども部会（こども権利擁護部会）

大学の先生や弁護士などの専門家が、あなたの希望や意見を受け付け、調査を行い、あなたにとって一番良い方法を考えます。
話し合った結果をあなたに報告し、児童相談所や施設などにも意見を伝えます。

申し立てたい時はどうしたらいいの？

アドボケイトに伝える

こども部会事務局に電話する

092-643-3547

詳しくは、こどもアドボケイトに聞いてね！



あなたのお名前

目次

1 権利・子どもの権利条約	3
2 保護所であなたの権利が守られるために	4
3 あなたにとってもっともよいことを	5
4 家族と交流する権利	6
5 体とこころの健康が守られる権利	7
6 遊んだり、休んだりする権利	8
7 教育を受ける権利	9
8 プライバシーの権利	10
9 意見や希望をいう権利	11
10 暴力から守られる権利	12
11 あなたの権利とみんなの権利	13
おわりに	14

保護所に行くことになったあなたへ

いまどんなきもちでしょうか。

保護所ってどんなところだろう

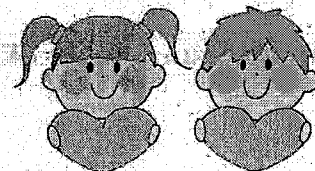
どんな人がいるんだろう

これからどうなるんだろう

いろんなきもちをもっているかもしれません。

保護所で少しでも安心して生活してもらえるよう、このノートには、こどもたちがもっている「権利」のことについて書かれています。

このノートを読んでわからないことがあれば、何度も読んで、担当の先生に聞いたりしてみましょう。



担当ケースワーカー _____ さん

担当心理司 _____ さん

1 権利・子どもの権利条約



権利ってなに？

権利は生まれながらに誰もが持っているものです。

すべてのこどもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために、こどもがどんな権利をもっているのかを世界中の人が集まって決めたのが「子どもの権利条約」です。

子どもの権利条約は、大きくわけて次の4つの権利があります。

4つの権利

守られる権利

みんなのプライバシーは大切に守られ、あらゆる種類の暴力から守られます。

生きる権利

ご飯を食べたりお風呂に入ったリ、健康で豊かな生活とすることが出来ます。

参加する権利

自分の思ったことや考えたことを自由に言え、それを尊重されます。

育つ権利

勉強して自分の知りたいことを学び、自分らしく成長することが出来ます。

大人たちは「そのこどもにとって最もよいことは何か」を

第一に考えなければいけません。

2 保護所であなたの権利が守られるために

保護所の生活は、初めはとまどったりして、慣れるまで大変だと思います。保護所であなたの権利が守られるために、どうしたらあなたが安心して生活できるかをいっしょに考えていきます。なので、分からないことがあれば何でも職員に聞いてください。職員はあなたにしっかり寄り添います。

具体的な生活に当てはめて、権利について考えよう！

4

4 家族と交流する権利

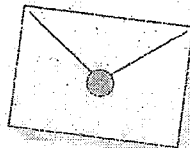


家族と連絡はとれるの？

あなたが、家族と連絡を取りたいと思った時は、担当の職員に相談してください。

特別な理由がない限り、家族に手紙を書いたり、会ったりすることができます。

また、会いたくないときや、話したくないと思うときは、あなたの気持ちを大切にします。



第3条 (家族と交流する権利)

子どもは親といっしょに暮らす権利をもっています。ただし、それが子どもにとって良くない場合は、別れて暮らす権利もあります。別れて暮らしていても、会ったり連絡したりすることができます。

6

3 あなたにとってもっともよいことを



どうして保護所で生活するの？

この先はどうなるの？

なぜ保護所で生活することになったのかは、ひとそれぞれ違います。それは、児相の職員が「あなたにとって最もよいことは何か」を考えた結果です。保護所で生活する時に、担当職員が説明してくれたと思います。

聞いた内容がうまく整理できないときは担当職員にぜひ聞いてみてください。

また、これからことや家族のことなど、気になることがあれば、担当の職員に聞いてみましょう。

第3条 (子どもにとって最もよいことを)

子どもに保護のあることが決められ、守られるときには、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。

5

5 体とこころの健康が守られる権利



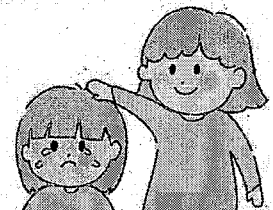
けがや病気の時はどうしたらいいの？

不安で眠れない時はどうしたらいいの？

もし、あなたがけがをしたときや、身体の調子が悪いときは、保護所にいる看護師が看ます。必要なときは病院に行くこともできます。

身体のどこかが痛いとき、気分が悪いときは、我慢をせず職員に話してください。

また、不安で眠れないときや、イライラがおさまらないときは、近くにいる職員や担当の職員に相談してみましょう。落ち着く方法をアドバイスしたり、一緒に考えたりします。



第24条 (病院・医師への権利)

子どもは、健診を受けられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

7

6 遊んだり、休んだりする権利



遊んだりゆっくりしたりすることはできるの？

保護所にはおもちゃや漫画があります。テレビや録画した DVD をみることができます。また、グラウンドで、ボール遊びなどもできます。

また、一人でゆっくりしたい時は、部屋で過ごすこともできます。その時は、保護所の職員に声をかけてください。



第31条（遊ぶ、休む権利）
子どもは、遊んだり、休んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

8

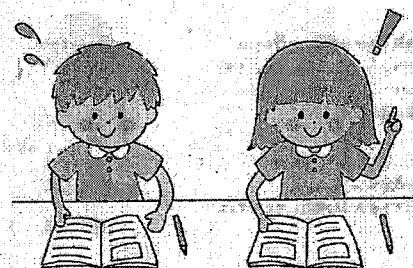
7 教育を受ける権利



勉強はできるの？

保護所の日課では、学習の時間があります。学校からの宿題や教材をすることができます。ない場合は保護所で学習のプリントを用意します。学習の先生が来るので、勉強で分からないことがあったら聞いてみましょう。

学習時間ではない自由時間にも、勉強はできます。



第25条・第29条（教育を受ける権利・教育の目的）
子どもは教育を受ける権利をもっています。教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、知識や技能、態度を育てることを学ぶためのものです。

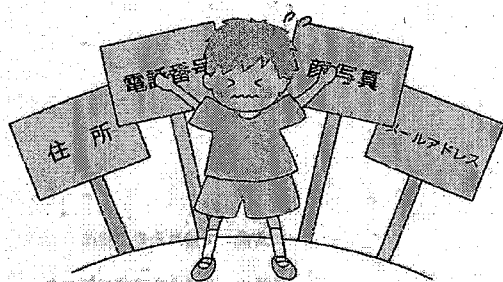
9

8 プライバシーの権利



プライバシーは守られるの？

生活している様子を誰かにのぞかれたり、勝手に撮影されたり、勝手に配信されたりとかはありません。そのようなことがあったら、まわりの大人に相談してください。



第16条（プライバシー・名義の保護）
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話番号やメールアドレスなどのプライバシーが守られます。また、他人から勝手に連絡つけられない権利をもっています。

10

9 意見や希望をいう権利



意見や悩みごとは聞いてくれるの？

あなたが保護所の生活に意見があるときや困ったときは保護所の職員や担当の職員に何でも相談してください。

1 ページ目に書いた担当の職員や保護所職員に相談してみよう！

職員に直接言いにくいことがあれば、以下の方法で意見を伝えることができます。

● 意見箱

見守の所長に伝えるよ！

意見箱は週に1回、所長が確認します。

（名前は書かなくてもかまいません）

● アドボケートに伝える

見守ではない人と話ができるよ！

毎週火曜日にアドボケートが来ます。リクエストカードに書くど、アドボケートと話をすることができます。

第12条（意見を言う権利）

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を言う権利をもっています。その意見は、子どもの福祉に従って、じょうぶな考慮されなければなりません。

11



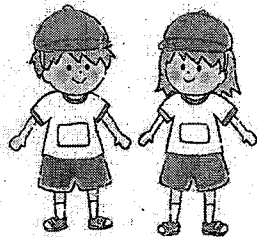
怖いおもいをすることはいい？

暴力はどんな理由があっても許されません。大人からだけでなく、こどもから暴力を受けたり、命令されたりすることも許されません。暴力には、体の暴力だけでなく、心や性の暴力、世話をしていないことも含まれます。

もし、あなたが暴力を受けたら、まわりの大人に相談してください。

体触れられる部分と、ほとんどは「プライベートゾーン」と言います。プライベートゾーンは自分だけの大事な場所です。

もし、見られたり、触られたり、嫌な気持ちになったら、怒ってでも大人に相談してください。



第19条 (あらゆる暴力からの保護)

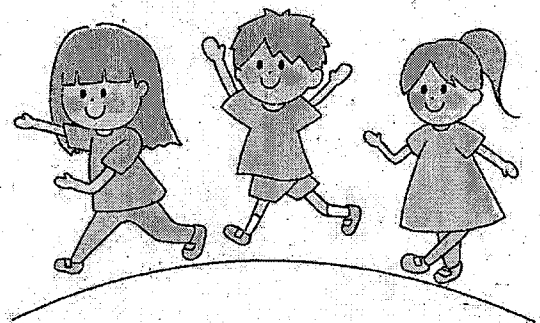
どんな状況であれ、子どもが暴力を受けるわけたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

12

ここまで、こどもの権利とは何かお話ししました。

これらの権利は、あなたが持っているのではなく、周りのみんなも持っています。「あなたの権利」も「みんなの権利」も守られるためには、お互いが理解し認め合い、助け合っていくことが大切です。

そうすることで、みんなが楽しく安心して過ごすことができます。



13

おわりに

保護所の生活を通して権利とは何か見ていきましたが、どんなものかわかりましたか。子どもの権利条約に書かれている条文をいくつか紹介しましたが、他にも様々な権利が書かれています。このノートをきっかけに、「権利」について学び、実際の生活の中で活かしてもらえたらと思います。